

が國情に適する労働委員会制度に關する調査研究を進め、遂に社會に率先してその法定を建議するに至つたのであるが、それにも増して協調會運動の歴史を貫く經系として忘るべからざることには労働組合法制定運動であつた。我國に於ける労働組合法の制定運動は大正九年の農商務省の労働組合法案の公表を嚆矢として、其の後政府並に諸政黨の手に依つて多數の法案が作成せられたが、本會に於ては創立以來常にその調査研究を進めると同時にその制定運動に盡すところがあつた。殊に大正十四年の内務省社會局労働組合法案及び大正十五年の政府労働組合法案の發表せられた以來、勞資各方面より各種の意見が提出せられたが本會も亦「組合法を制定し以て労働者の團結を法律上保障する」と共に組合運動を秩序的ならしめ

ることとは今日の世論にして組合の發達の不充分に藉口として遷延すべきに非ず」として全国各地に労働組合法制定の必要を説き又獨自の法案を作成して之を世に問ひ、輿論の發發に努めた。更に昭和四年九月濱口内閣の下に社會政策審議會の設置せられたるや、漆田常務理事は本會を代表してその委員に選出され本會活動の成果を之に反映せしめると共に又労働組合法の制定に盡力した。今その當時漆田敬一郎私案として發表せられた労働組合法案を再録して置かう。

労働組合法案

第一條 本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善を目的とする労働者の團體又は其の聯合を謂